

演劇創造活動支援事業補助金交付要綱

平成17年6月20日

観光文化局長決裁

1 通則

演劇創造活動支援事業補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

2 目的

この補助金は、演劇などの舞台芸術活動（以下「演劇」という。）を行っている団体（以下「劇団」という。）に対し補助金を交付することにより、演劇の創作や稽古等（以下「創造活動」という。）及び公演活動を促進し、新たな観光資源として演劇によるまちの活性化や集客交流の促進を図るとともに、札幌で創造される演劇の更なるレベルアップと演劇関係者の自立性を高めることを目的とする。

3 補助対象者

(1) 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件をいずれも満たす劇団とする。

ア 意欲的で活発な演劇の創造活動及び公演活動を行っている劇団であること。

イ 本市の演劇界の次代を担い得る、将来性のある劇団であり、本市の文化振興に寄与することが認められること。

ウ 本補助金のほかに、本市から補助金の交付を受けていないこと。

エ その他市長が定める条件を満たすこと。

(2) 前号に掲げる劇団であっても、次のいずれかに該当する場合には、補助の対象とはしないものとする。

ア 本補助金（平成17年度から平成23年度までの間にこの要綱の規定に基づき交付された、舞台芸術創作活動支援事業補助金を含む。）の交付を5年以上受けたことがあるもの

イ 特定企業の広報・宣伝を目的とした活動であるもの

ウ 特定の政治活動、宗教活動、又はチャリティを目的とした活動であるもの

エ 学校における部活動や行事など、学校教育の一環であるもの

オ 教室・教授所等（カルチャースクールを含む）が行う、習い事や稽古事等の発表活動であるもの

4 補助対象事業

補助対象事業は、劇団が稽古場（劇場を含む。以下「稽古場」という。）において行う演劇の創造活動とする。

5 補助対象経費

補助対象経費は、劇団が創造活動を行うにあたり使用する稽古場の家賃、会場使用料等で市長が定めるものとする。

6 補助対象期間

補助対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

7 補助金の額

補助金の額は、一年度につき補助対象経費の2分の1以内とし、60万円を上限として予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8 補助金の交付の要望

補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、交付要望書（様式1-1）を提出するものとする。

9 内定の通知

市長は、第8項の規定による交付要望書を受理したときは、選考委員会への諮問及び選考結果の受理を経て、補助金を交付することが適当と認める団体を内定し、当該団体にその旨を様式1-2により通知するものとする。

選考委員会に関する事項は別に定める。

10 補助金の交付申請

第9項の規定により内定を受けた団体で、補助金の交付申請をしようとする者は、市長が定める日までに、補助金交付申請書（様式2）を市長に提出するものとする。

11 補助金の決定

市長は、第10項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、申請内容の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請者にその旨を様式2-2により通知するものとする。

12 補助金の交付

補助金は第11項の規定により補助を受けることとなった者からの請求により支払うものとし、その事業終了前に概算で支払うことができるものとする。

13 補助金の交付の条件

補助金の交付を受けることとなった者は、第6項に規定する補助対象期間内に、以下の事項をいずれも実施しなければならないものとする。

- (1) 本市内で不特定多数の者を対象とした演劇公演を1回以上実施すること。
- (2) 本市内で市民を対象としたワークショップ、公開稽古等を1回以上開

催すること。

1 4 報告等

補助金の交付を受けた者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業終了後は市長が指定する日までに、補助事業報告書（様式3）を市長に提出すること。
- (2) 賃貸借契約の解除など、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 賃貸借契約の内容の変更など、補助対象事業の内容に変更が生じたときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業の終了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

1 5 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、観光文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則（平成24年1月27日観光文化局長決裁）

- 1 この要綱は、平成24年1月27日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく、平成23年度分の舞台芸術創作活動支援事業補助金の取扱いについては、なお従前の例による。